

浜松市毒物及び劇物取締法事務取扱要領

制定 平成 28 年 7 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要領は、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。)の施行について、毒物及び劇物取締法施行令(昭和 30 年政令第 261 号)、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「省令」という。)並びに浜松市毒物及び劇物取締法施行細則(平成 12 年浜松市規則第 69 号)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(添付書類)

第 2 条 法第 4 条第 4 項の規定により登録の更新を受けようとする者が法人である場合には、規則第 4 条第 2 項に規定する書類のほか、登記事項証明書の原本又は写しを添えなければならない。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。